

令和 7 年度南部町 子育て世帯住宅取得 支援事業

南部町では、婚姻後 5 年以内の子育て世帯の住環境づくりを応援するため、南部町内における新築住宅・中古住宅の取得費用、リフォーム費用、引越費用の一部について補助します。



新築住宅

夫婦ともに婚姻時
29 歳以下 最大 **60万円**

夫婦ともに婚姻時
39 歳以下 最大 **30万円**

中古住宅・リフォーム・引越費用

夫婦ともに婚姻時
29 歳以下 最大 **90万円**

夫婦ともに婚姻時
39 歳以下 最大 **60万円**

補助対象世帯

以下の全てに該当する場合に補助金の交付となります

- ①婚姻後 5 年以内の世帯（令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に婚姻届が受理された夫婦）
- ②申請年度内（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）において、出生から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（妊娠中を含む）を養育している世帯
- ③自ら居住することを目的に住宅を取得し、申請年度内の間に支払を行った世帯
- ④婚姻日現在において、夫婦ともに満年齢がいずれも 39 歳以下である世帯
- ⑤世帯の所得が 500 万円未満である世帯
- ⑥申請時に夫婦が共に本町に住所を有している世帯
- ⑦入居する住居が本町にある世帯
- ⑧申請日より 5 年以上継続して本町に居住する意思がある世帯

※申請期限 令和 8 年 3 月 31 日(水)まで

詳細は町ホームページをご覧ください

◆お問合せ 子育て支援課

☎64 - 4830